

社会保険料控除資料の送付について (国民健康保険税、介護保険料及び 後期高齢者医療保険料の納付額資料)

確定申告で社会保険料控除の申告をする際に使用する「社会保険料控除資料のお知らせ」は、平成23年中の国民健康保険税等の納付額確定後、平成24年1月上旬の送付になります。

なお、年末調整の際、「社会保険料控除資料のお知らせ」が必要な場合は、11月1日(火)から税務課町民税担当で交付します。

原則は本人又は同一世帯の方の申請ですが、本人から委任を受けた場合(委任状持参)は、別居の家族、事業所、又は税理士事務所が代理で申請を行うことができます。

発行の際には、本人確認を行いますので確認の取れる書類(免許証等)をご持参ください。

問合せ／資産税担当 ☎991-1831

未登記家屋の所有権移転及び 滅失に伴う申告について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。年の途中で、登記をしていない家屋の所有権移転をされた場合や滅失(取り壊し等)された場合は、速やかに税務課資産税担当まで届出・申告をしてください。

届出(申告)がないと翌年度も従前の所有者に対し課税される恐れがありますので、忘れずに届出(申告)をお願いします。

なお、登記されている家屋の所有権移転や滅失については、法務局へ所有権移転登記や滅失登記を行っていただくことで、確認ができますので届出(申告)は不要です。

■提出書類／

所有権を移転した場合…未登記家屋名義変更届

滅失した場合…家屋滅失申告書(解体業者の解体証明又は領収書など滅失の事実と滅失日が確認できるものを添付してください。)

※提出書類は税務課で配布しています。又、町ホームページからもダウンロードすることができます。

「家屋調査」にご協力をお願いします

新築又は増築された全ての家屋(昨年以前に建築され、調査を済ませていない建物を含みます)を対象に、固定資産税を算出するための「家屋調査」を実施しています。調査日時等は事前にお知らせし、町職員が家屋の内部の材質や設備等を確認いたしますので、ご協力をお願いします。

問合せ／徴収担当 ☎991-1835

11月から1月は「滞納整理強化期間」です。 ～ストップ！滞納～

町税等は納税者の皆様が、決められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方には期限までに納付していただいておりますが、残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。

埼玉県と県内全市町村では、「滞納整理強化期間」を設け「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、滞納の解消に向けた取組みとして積極的に給与・預貯金・生命保険・不動産等の差押えを実施しています。納期限内納付にご協力をお願いします。